

令和8年度

川上小学校いじめ防止基本方針

川上小学校いじめ防止宣言

川上小学校の一員として、いじめが起こらないように、次のことを日常生活で心がけていくことを宣言します。

- お互いの思いや願いを大切にしよう。
- 人のよいところを見つけよう。
- 困っている人がいたら、声をかけたり手助けしたりしよう。

令和5年3月（児童会で決定）

岩国市立川上小学校

目 次

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的考え方

- (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ対策組織」の設置
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ対策組織」による組織的な取組
- (4) 家庭・地域との連携

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- (4) 教育相談のあり方
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

4 いじめの解消について

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応について
- (3) 調査委員会の設置
- (4) 自殺の背景調査
- (5) 留意すべき事項

6 取組の評価

- (1) いじめ防止の取組の評価
- (2) いじめ防止基本方針の見直し・改善

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

岩国市では、平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことから、教員のいじめの認知力向上の取組や教員の事案の抱え込み防止、外部専門家との連携の強化、いじめに対する一貫した組織的対応の徹底などを加え「岩国市いじめ防止基本方針」を改定している。

そこで、川上小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という）は、「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）」、「山口県いじめ防止基本方針」及び「岩国市いじめ防止基本方針」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、本校が市、家庭、地域その他の関係機関と連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条第一項）

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

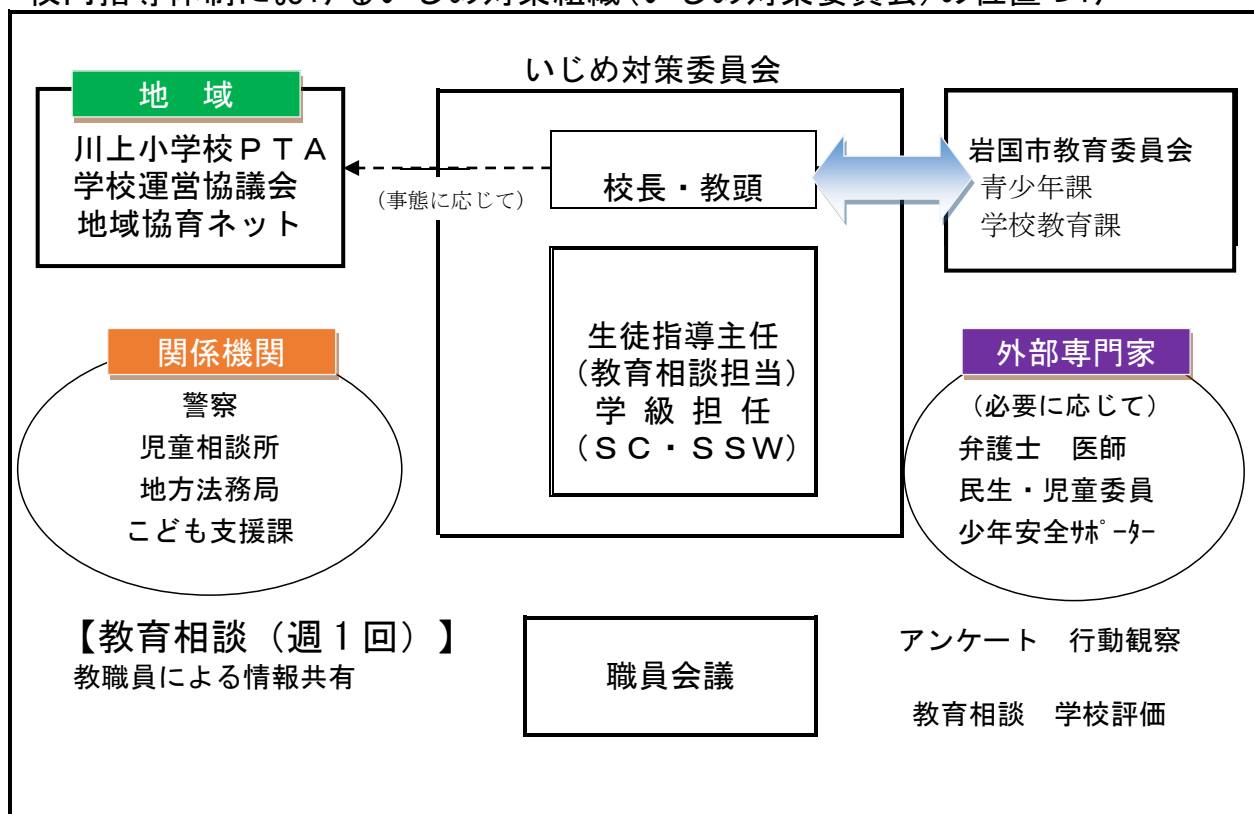
- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

- (3) 学校における基本姿勢
- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
 - 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
 - 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- 学校において、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）」を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。
- (2) 「いじめ対策組織」の設置
- 学校において、法が定める「いじめ対策組織（対策委員会）」を置き、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。

校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置づけ



(3) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

児童生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させることが重要である。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備・時間を確保する。

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進する。

○ 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 教育相談（生徒指導連絡会）のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 全教職員で情報共有を図りながら、週1回開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。
- ・ SCと連携した教育相談・授業の実施（年3回）
- ・ 困ったことや悩みを気軽に伝える「相談箱」を設置する。

エ 児童の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、クラブ活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

オ 児童の心の理解

- ・ 日記やスピーチ、週1回実施する川上小にこここアンケート、学期に1回の川上小生活アンケート、学校評価アンケート等を通して、児童の心を理解するよう努める。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

○ 児童の自治的、主体的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。

○ いじめは絶対に許されないことを教えるとともに、分かる授業を展開し「自己有用感」や「自己肯定感」をもたせ、児童が安心できる居心地のよい学級づくりに努める。

○ 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりに努める。

イ 道徳科

- ・ 道徳科の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶ。
- ・ 道徳科の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場でもある。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても触れる。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるよう場の設定を工夫する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

(3) 「いじめ対策組織」による組織的な取組

- 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」で、学校のいじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制をつくる。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。

(4) 家庭・地域との連携

- 学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働していじめの解決を図る。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校が誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に情報を提供する。
- ・ P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ 学級担任だけでなく、校務員、非常勤講師等との連携を密にする。
 - ・ 生徒指導主任、保健主任はもとより、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 授業評価、週1回実施する川上小にここアンケート、学期に1回実施する川上小生活アンケート、学校評価アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・ 教育相談担当教諭・学級担任を校内いじめ対策組織に加え、校務分掌上適切に位置付けて、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・ 校内いじめ対応に全校体制で取り組み、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示す。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、川上小にここアンケート、川上小生活アンケート、学校評価アンケートの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 週1回の川上小にここアンケートや、学期に1回の川上小生活アンケート、これらのアンケートを活用した個別の教育相談を定期的に(学期1回)、また随時、実施する。
 - ・ 多目的室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応が求められる。
- いじめ対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ P T A等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導を重視する。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識を持つ。
 - ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - インターネット上の掲示板、チャット、SNS 上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的に同様の対応を行う。
 - いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
 - 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。
- (4) 教育相談の在り方
 - いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等のため、教育相談機能を充実させる。
 - 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。
 - いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。
- (5) 保護者との連携
 - より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。
- (6) 地域・関係機関との連携
 - 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
 - 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
 - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が十分に満たされていることが必要である。

○ いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状況が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
- ・ いじめの被害の重大性等からさらに長期期間必要であると判断される場合は、川上小いじめ対策委員会にて判断し、より長期の期間を設定する。
- ・ 本校の教職員は、相当の期間が経過するまで、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を下す。行為が十分に止んでいない場合は、いじめ対策委員会を開き、改めて相当の期間を設定する。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等への面談等を実施して、被害児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ いじめの解消に至っていない段階では、学校は被害児童を徹底的に守り通し、児童の安心・安全を確保する責任を有する。
- ・ 川上小いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、役割分担等の対処プランを策定し、マネジメントサイクルを回しながら、確実に成果がでるよう実行する。

5 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 暴力行為や不登校等の事案が、重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、学校は市教委から指導助言等を得る。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 例えば、
- ・ **児童が自殺を企図した場合**
 - ・ **身体に重大な傷害を負った場合**
 - ・ **金品等に重大な被害を被った場合**
 - ・ **精神性の疾患を発症した場合**

などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

【基本スタンス】 重大事態ならびに重大事態につながりかねない事案、いじめ対応に係る保護者・本人対応に苦慮している事案は、速やかに教育委員会青少年課へ報告・相談する。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。
- 適切に関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 教育委員会又は学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、教育委員会は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては教育委員会において調査を実施する。
- 教育委員会又は学校は、事前に県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、教育委員会又学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていく。

6 取組の評価

(1) いじめ防止の取組の評価

- 本校基本方針を踏まえたいじめ防止の取組状況を、学校評価を基準として校内いじめ対策委員会で評価（年2回）する。

〈評価規準〉

児童：誰かにいじめられたり、誰かをいじめたりすることのない、いじめやいじりのない学校だと思いますか。

保護者：学校はいじめ対策や教育相談体制を整え、子どもにとって学校が、安心・安全な環境となっていますか。

教職員：いじめ防止基本方針に則り、全教職員で連携して、児童理解と開発的生徒指導に取り組むことができているか。

〈評価基準〉

児童・保護者・教職員とも、肯定的評価 100%

(2) いじめ防止基本方針の見直し・改善

- 年2回の学校評価結果を踏まえ、校内いじめ対策委員会で見直し・改善を図り、本校基本方針が具体的で実効性の高いものとしていく。